## 第 85 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所 在 地	面積	貸付けの	貸付けの	貸付期間	摘要
			相手方	目 的		
土地	熊本市中央	2, 643. 53	一般財団	熊本県青	令和7年	減額率は、65
	区水前寺三	平方メー	法人熊本	年会館用	4月1日	パーセントとす
	丁目455	トル	県青年会	地	から令和	る。左欄の貸付
	番		館		10年3	期間は、更新す
					月31日	ることができ
					まで	る。

## (提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法(昭和22年 年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。